

介護保険給付対象サービス

令和6年8月1日から適用(単位 円/日)

介護保険	要介護度		1	2	3	4	5		
	介護サービス費		5,890	6,590	7,320	8,020	8,710		
	自己負担額 (1割)		589	659	732	802	871		
	自己負担額 (2割)		1,178	1,318	1,464	1,604	1,742		
	自己負担額 (3割)		1,767	1,977	2,196	2,406	2,613		

負担限度額減免区分			多床室	個室	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者 本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が120万円以上の人 第1段階～第3段階以外の方 食費内訳 朝食380円 昼食560円 夕食505円	
	第1段階	居住費	0	380		
		食費	300	300		
	第2段階	居住費	430	480		
		食費	390	390		
	第3段階①	居住費	430	880		
		食費	650	650		
	第3段階②	居住費	430	880		
		食費	1,360	1,360		
	第4段階	居住費	1,250	1,800		
食費		1,445	1,445			

共通加算	日常生活継続支援加算		36	入所者のうち要介護度4・5の割合が70%以上、又認知症自立度がⅢ以上の割合が65%以上
	看護体制加算 I		4	常勤の看護師を1名以上配置している
	看護体制加算 II		8	常勤換算で看護職員を入居者25名に対し1名以上、かつ、基準+1名以上。24時間の連絡体制を確保
	夜勤職員配置加算 III		16	人員基準+1名以上の介護職員を配置
	口腔衛生管理加算		110/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアが月2回以上行われている場合
	精神科医療養指導加算		5	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合
	科学的介護推進体制加算		50/月	利用者ごとの心身の基本的な情報を厚労省に提出し、必要な情報を適切に活用する場合
	介護職員等処遇改善加算 I			介護保険サービス費(加算含む)×国基準の介護老人福祉施設の加算率(14%)
	生産性向上推進体制加算 II		10/月	利用者の安全、ケアの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討、実施の確認を行い、年度ごとに実績を厚労省へ報告
	個別機能訓練加算 I		12/日	利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行う
	個別機能訓練加算 II		20/月	個別機能訓練計画書の情報を厚労省に提出し、機能訓練の有効な実施にあたり必要な情報を活用する
	生活機能向上連携加算 II		100/月	当施設に訪問している理学療法士等と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行う
	退所時情報提供加算		250	医療機関に入院する場合に、入所者の同意を得て心身の状態等の情報を当該医療機関へ紹介を行う(1回のみ)

該当する項目が加算	初期加算		30	入居日から30日間のみ算定(30日以上入院ののち、退院した場合も適用)	
	安全対策体制加算		20	入所時1回のみ	
	入院・外泊時加算		246	外泊、入院した場合(入院、外泊時最大6日間に限る。月をまたぐ場合12日間を限度)	
	看取り加算 I			72	常勤の看護師を1名以上配置、24時間連絡体制。看取りに関する指針・研修必須。個室または静養室。死亡日前 31～45日
				144	死亡日前 4～30日
				680	死亡日前 2～3日
		1280	死亡日 当日		

・上記は介護サービス費の1日の価格です。介護保険負担割合証により負担割合は異なります。(居住費、食費を除く)

・2割・3割負担者の場合、月々の負担の上限が設定されています。1カ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。

・世の中の動向や人員配置等により、加算が増減する事もあります。ご了承下さい。